

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）井上 信治 様
消費者庁 長官 伊藤 明子 様

令和3(2021)年2月10日

公益社団法人札幌消費者協会
会長 高田安春

特定商取引法における書面交付の電子化を可能とする法改正に反対する意見

公益社団法人札幌消費者協会は、消費者基本法に則り、消費者の権利を尊重し、その利益を擁護又は増進することによって、消費生活の安定向上を図ることを目的とする団体である。

令和3年1月29日付け朝日新聞の「訪問販売の契約書、デジタルでOKに 法改正に懸念噴出」という記事に接し、本件について調査したところ令和2年11月9日の成長戦略ワーキング・グループにおいて、消費者庁は、特定商取引法の書面をオンラインでの交付も可能とするための検討を行うと回答している。また、令和3年1月14日第335回 消費者委員会本会議においても契約書面等の電子化について進めるとしている。

いわゆるデジタル化の有益性、必要性については、否定するものではないし、今後の社会においてはデジタル化により消費者にメリットが生ずる可能性が高いものと評価する。

しかし、反面消費者被害の件数は高止まり傾向にあり、情報商材や転売ビジネスなど、特定商取引法によって規制すべき取引が溢れているような状況にある。

特に高齢者や若年者など脆弱な消費者に対する攻撃的な仕掛けが繰り出されているこの分野において、国民に対する説明が十分でないまま書面交付の電子化を可能とする拙速な法改正は、新たな問題を増加させる可能性がある。

特定商取引法は、特に消費者トラブルが起こる可能性の高い取引類型について規制している法律である。

日々、消費者問題に関する調査・研究を行い、事業者団体及び行政機関との連携といった活動をしている消費者団体として、以下の理由により、書面交付の電子化を可能とする法改正に反対する。

〔反対する理由〕

- 1 高齢者や若年者等の消費者がその弊害を十分に認識しないまま概要書面や契約書面の電子交付を承諾してしまい、後日不利益を被るおそれがある。
- 2 オンライン取引において一定割合の悪質商法が存在しており、これらの悪質業者が概要書面や契約書面の電子交付を悪用するおそれがある。